

阿賀野市告示第163号

阿賀野市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年阿賀野市条例第28号）の規定により、阿賀野市宝珠温泉保養センターあかまつ荘及び安田農村環境改善センター指定管理の候補者選定に係る公募手続きを開始するため、次のとおり告示する。

令和3年11月5日

阿賀野市長 田中清善

1 指定管理を行わせる公の施設の名称及び位置

名称

- (1) 阿賀野市宝珠温泉保養センターあかまつ荘
- (2) 安田農村環境改善センター

位置

- (1) 阿賀野市草水字城下1136番地2
- (2) 阿賀野市草水字城下1136番地1

2 指定管理者の指定の期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間

3 指定管理者の要件

申請できる団体等は、次の掲げる要件を満たす団体等であること。

- (1) 法律行為を行なう能力を有していること。
- (2) 破産者でないこと。
- (3) 地方自治法244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けたことがないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当しないこと。
- (5) 阿賀野市から指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 市税、法人税、消費税等を滞納していないこと。
- (7) 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手続きを行っていないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行っていないこと。

- (9) 複数の団体での共同(以下「グループ」という。)による申請の場合には、グループの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。

#### 4 指定管理が行う公の施設の管理基準

- (1) 市民の心身の健全な保養を図り、福祉の増進に資するための温泉施設であり、農業経営及び農村生活の合理化、農村居住者の健康増進並びに地域連帯感の醸成を図り、農村環境整備を組織的に推進し地域住民の総合的文化機能及び地域農業の発展に資するための設置目的に基づき管理運営を行うこと。
- (2) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (3) 効率的な管理運営を行い、経費の節減が図られるものであること。
- (4) 地域の農業者及び地域住民の雇用に努め、労働福祉の状況が整っていること。
- (5) 施設管理を安定して行う人的、財政的基礎があること。
- (6) 利用者の声が反映される管理であること。
- (7) 安全管理が十分であること。
- (8) その他必要とする事項

#### 5 指定管理者が行う公の施設の業務の範囲

- (1) あかまつ荘等の利用の許可に関する業務
- (2) あかまつ荘等の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前各号に掲げるもののほか、あかまつ荘等の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務
- (4) 別紙仕様書に定めるとおり。

#### 6 公募の期間及び方法

- (1) 募集要項配布期間

令和3年11月5日（金）から令和3年11月19日（金）までの平日（午前8時30分から午後5時15分まで）

配布場所 阿賀野市役所3階 商工観光課

- (2) 申請書の提出期限

令和3年11月19日（金）午後5時必着

申請提出先 阿賀野市役所3階 商工観光課